

# 地域建設業の事業継続計画 (BCP)認定制度



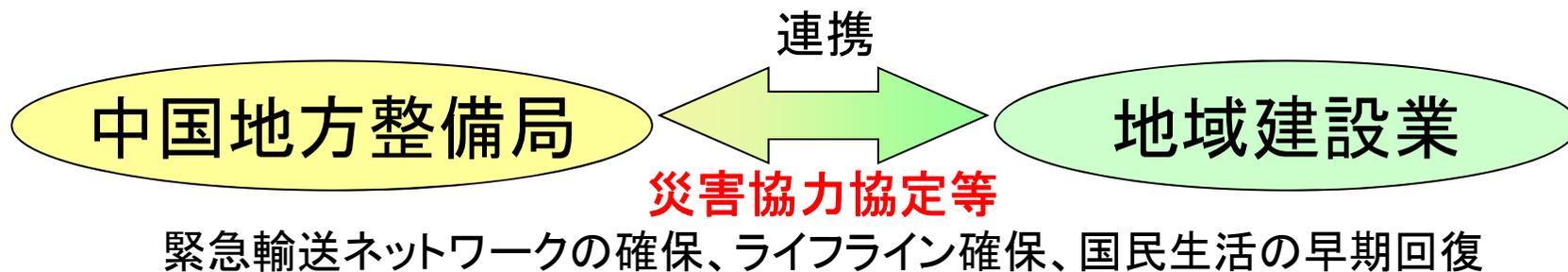
令和2年4月  
中国地方整備局

## －目次－

1. 地域建設業BCPの必要性
2. 建設業BCP策定企業の活躍事例
3. BCP認定企業へのヒアリング結果
4. R2 認定手続簡素化、実施要領の改訂概要
5. BCP作成の手順とポイント
6. BCP作成の留意点
7. 今後の認定のスケジュール

# 1. 地域建設業BCPの必要性

～地域建設業におけるBCPの必要性と意義～



- ・ライフラインやインフラの早期復旧が可能
- ・国民生活の早期回復

- ・災害時においても企業活動が可能（被害の軽減）。
- ・地域や取引先等からの信頼が向上。
- ・災害対応への参画

技術と経営に優れた一つの証

## 地域防災力の向上



平成30年7月 豪雨  
(広島県坂町)



平成30年7月 豪雨  
(広島県三原市)



平成30年7月 豪雨  
(岡山県真備町)



平成30年7月 豪雨  
(岡山県真備町)

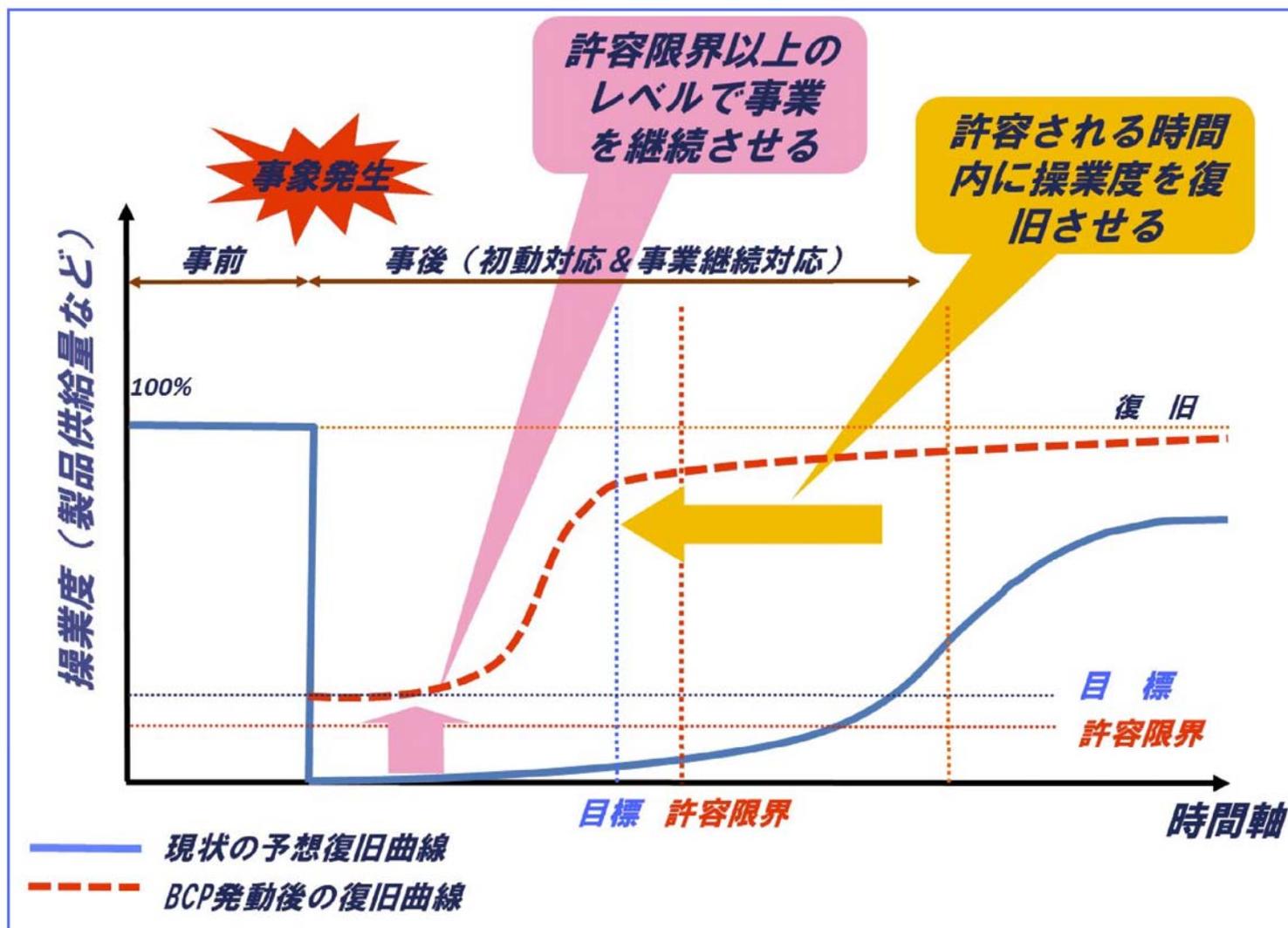


平成22年12月 豪雪  
(鳥取県東伯郡琴浦町)

# 1. 地域建設業BCPの必要性

～BCPはなぜ必要か～

## 事業継続計画(BCP)の概念



出典:内閣府「事業継続ガイドラインH25.8改訂」より抜粋

## 2. 地域建設業BCPの必要性

～BCP策定促進の経緯～

2005年

内閣府や経済産業省がBCPガイドラインを策定し、本格的な普及啓発に乗り出した。

・2007年

新潟県中越沖地震で、自動車メーカーの被災により、自動車産業のすべての活動が停止し、BCPの重要性が改めて認識された。

・2011年

東日本大震災では、日本の災害史上初めて、複数の企業が大規模災害に対して実際にBCPを発動し、事業を継続させることに成功した。



福島県いわき市 国道6号



宮城県 気仙沼市 国道45号



岩手県 山田町 国道45号

出典:「リスク対策.com 2011/05」より編集

写真は国土交通省東北地方整備局資料

## 2. 地域建設業BCPの必要性

～建設会社におけるBCP策定に係わる特徴～

- ・ピラミッド型組織であり、事業拠点が多数存在する
- ・屋外単一生産であり、本社等の拠点到被害を受けても、人員の安全や情報のバックアップが確保されれば、事業継続ができる可能性が比較的高い
- ・施工が長期間になり、施工中の物件は自然災害の影響を受けやすい。このため、施工中現場の迅速な二次災害の防止も重要
- ・労働集約産業であり、自社単独では事業が成立しない
- ・工事の施工に関連して、人員や機械等を常時動員・調達している。協力会社も事業継続の取り組みが求められる
- ・竣工物件が多数存在する。工事請負契約完了後も顧客(発注者)との関係が長期間にわたる
- ・災害時にはインフラ復旧や支障物件撤去等の重要な担い手となる。建設企業の社会的責任であり、社会的評価を高めることが出来る機会である
- ・災害発生直後から超繁忙期となる

## 2. 地域建設業BCPの必要性

平成30年7月豪雨における対応（倉敷市真備町における道路啓開）

- ・ 災害協定協力企業と連携して、浸水被害によって道路および道路脇の水路に堆積土砂や、住宅等から流れ出たガレキの撤去を実施。
- ・ 道路啓開時に支障となる車道に放置された車両についても、災害対策基本法76条の適用により撤去を実施
- ・ 道路啓開：実施期間（7月10日～15日）



道路啓開を行う災害協定協力企業



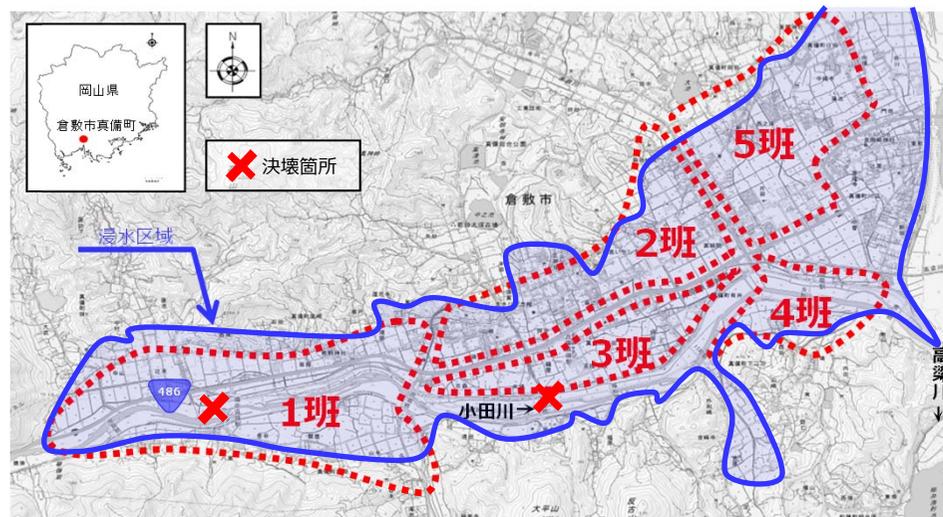
道路啓開を行う災害協定協力企業



水路内に堆積した土砂撤去を実施



災害対策基本法第76条により車道に放置された車両の撤去を実施



道路啓開 班別エリア図

## 2. 地域建設業BCPの必要性

平成30年7月豪雨における対応（広島県内の土砂撤去作業）

- 連日の猛暑、狭隘な作業空間、昼夜連続、さらに二次災害の危険性が残るといふ厳しい現場状況下において、建設企業による懸命な復旧作業が行われ、応急復旧の早期完了が実現。
- 直轄施設の応急復旧に加え、倉敷市真備地区の道路啓開（協力企業 8社）、広島県内の土砂撤去支援（協力企業 9社）、被災自治体への物資支援（協力企業 16社）など建設企業の活躍が復旧に貢献



道路啓開作業（呉市安浦）



工程会議状況



土砂撤去業（三原市木原）



土砂撤去作業（坂町坂西）



土砂撤去作業（坂町坂西：夜間）

### 3. BCP認定(申請)企業へのヒアリング等結果

#### ① BCP策定の有効性

##### ■ BCP発動実績

(平成30、令和元年度 認定企業209社を対象)

BCP発動時の災害	発動企業(社)		県別
	H30申請者	R1申請者	
平成26年 8月 豪雨	-	1	広島県
平成27年 8月 台風	-	1	山口県
平成28年10月 鳥取県中部地震	10	8	鳥取県
平成30年 4月 島根県西部地震	1	-	島根県
平成30年 7月 西日本豪雨	2	1	鳥取県
	10	-	岡山県
	11	2	広島県
	1	-	山口県
平成30年 その他災害	-	1	鳥取県
	-	1	島根県
	-	1	山口県
合計(社)	35	16	

※H31年度の申請者 124社へのヒアリング及び令和元年度の申請者 計85社へのアンケート結果より

##### ■ 平成30年7月豪雨に対するBCP発動企業の主な意見

(平成30申請者からの聞き取り 対象124社)

令和元年度に申請のあった124社のうち、「発動実績有り」と回答のあった35社からBCP策定の有効性について聞き取った。

- ・7月豪雨では、出勤、待機、資機材準備、各自の役割分担が訓練時以上に的確に対処できた。(岡山S社)
- ・7月豪雨で初めて発動し、緊急参集、安否確認、現場点検を実施し、BCPに対する社員の理解度がさらに向上した。(広島O社)
- ・7月豪雨では、全社員及び家族の安否確認、全作業所の状況把握が迅速かつ確実に行えた。(広島K社、岡山O社)
- ・7月豪雨の対応を検証し、BCPに追加すべき事項等の整理を行い、次年度の計画を見直す。(岡山県K社)

### 3. BCP認定(申請)企業へのヒアリング結果

#### ■ BCP策定企業からの主な意見(平成30年度申請者からの聞き取り)

##### ● 災害対応意識の向上

- ・訓練を通じて社員全体の危機管理意識が向上していることを実感。(島根T社)
- ・社員が訓練に真剣に取り組むようになった。(島根H社)

##### ● 災害時の迅速な対応

- ・BCPの周知によって、災害対応時に社員の迅速性が向上していることを実感した。(広島F社)
- ・組織の管理統制が良くなり迅速な対応に繋がっている。(島根H社)

##### ● 資機材等の充実

- ・社内の物品、備品を含め、資機材の管理に対する社員の意識が向上した。(島根P社)
- ・物品管理が厳格になった。(鳥取K社)
- ・物品の備蓄が適正にできており、7月豪雨災害対応時においても大型土嚢の供給が迅速に行えた。(広島T社)

##### ● 連絡体制の改善

- ・職員の防災意識が高まり、災害時以外も含め連絡体制の徹底が図れるようになった。(鳥取I社)

##### ● 訓練のレベルアップ

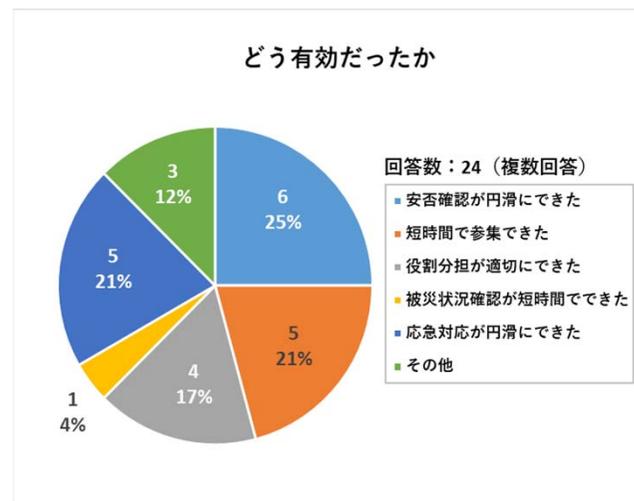
- ・社員から訓練の改善意見が積極的になるようになった。(鳥取K社)
- ・参集、情報伝達が円滑になった。(岡山S社)

### 3. BCP認定(申請)企業へのヒアリング結果

#### ■BCP発動企業の主な意見(令和元年度申請者へのアンケート結果 対象85社)

令和元年度に申請のあった85社のうち、「発動実績有り」と回答のあった16社からBCP策定の有効性についてアンケートを実施した。

#### ○16社全社が「有効であった」と回答



#### 【どう有効であったか】

- ・「安否確認が円滑にできた」、「短時間で参集できた」など、発災直後の行動に関するものが46%(25%+21%)
- ・「役割分担が適切にできた」、「応急対応が円滑にできた」など、参集後の活動(対応)に関するものが38%(17%+1%+21%)
- ・その他として「備蓄品が確保されていたことで、安心して対応に当たれた」という回答もあった。

#### ○有効と回答するなかで「一部うまく機能しなかった」との声も

#### 【うまく機能しなかった内容】

- ・安否確認で一部連絡がとれなかった。《連絡体制》
- ・安否確認メールの自動送信が出来なかった。《システム関係》
- ・一部の通信機器が使用出来なかった。《システム関係》
- ・一部の現場において、自社での状況確認が出来なかった。(協力業者に依頼した)《情報収集》

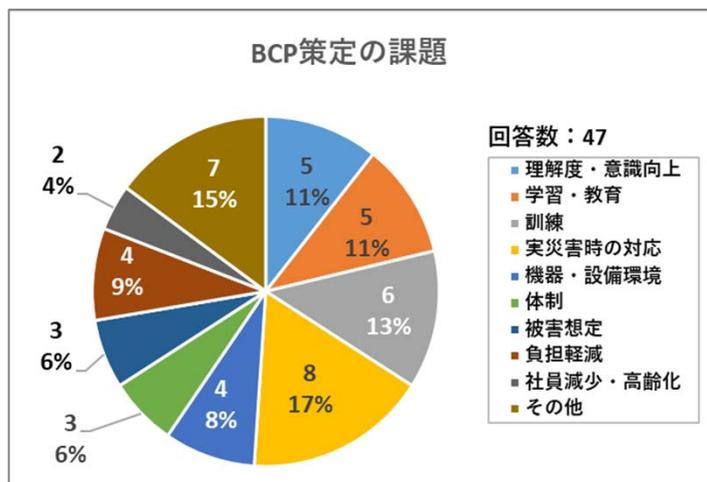
# 3. BCP認定(申請)企業へのヒアリング結果

## ②BCP策定に関する課題、工夫

### ■ BCP策定企業からの主な意見(令和元年度申請者へのアンケート結果)

・令和元年度申請者がBCP策定(又は更新)にあたって課題と感じている事、工夫している事について

#### 主な回答



#### 【理解度・意識向上】

■課題: 社員の危機管理意識の低下、モチベーションの保持

◇工夫: 最近発生した災害を想定しての訓練により現実味を持たせた。

#### 【学習・教育】

■課題: 外部講師や講習会への参加について積極的に取り組む  
社員に分かり易い計画書の作成

◇工夫: 外部講師を招いての勉強会を実施。  
BCP要約版を作成し配布

#### 【訓練】

■課題: マンネリ化をさせないこと

◇工夫: 具体的な訓練(机上ではなく実際に代替拠点を立上げなど)を実施。  
訓練後に反省会を実施(課題の抽出)

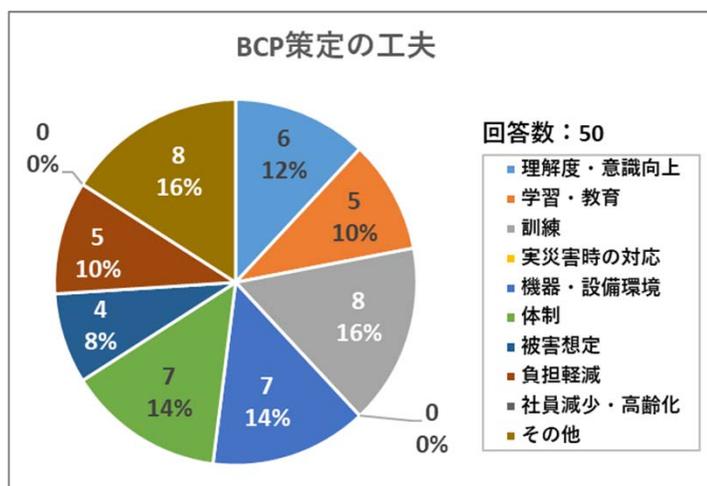
#### 【実災害時の対応】

■課題: まだ発動実績がなく、実災害時にBCPがうまく機能するか(時間外での発災や遠隔地居住社員の参集など)

#### 【その他】

■課題: 従業員数の減少と高齢化、BCP更新の人材不足  
全社員との連絡体制確保

◇工夫: 他社との協定締結(代替拠点の借用)  
安否確認等にグループLINE(通信アプリ)を活用



## 4. 認定手続簡素化、実施要領の改訂概要

■ 令和2年度の募集から、下記のとおり申請手続きを簡素化します。

### ①電子データによる書類提出

・申請書類のうち、「事業継続計画書」はCD等による提出に変更します。秘匿版の提出は不要。

### ②更新の申請者は、「口頭審査」を省略

・必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。(※新規は従来どおり実施)

### ③更新審査の申請に「軽微な変更」の申請を新設

・更新内容が「軽微な変更」のみの場合は、チェックシートの作成を不要とする。

・「軽微な変更」とは、社内担当者の異動や資機材数量変化による変更等、別表のように各様式で摘要欄の内容に限って変更する場合とする。

・審査にあたっては、一部様式のみとする。(別表の様式の内、BCP実行上重要な、G,Hの様式を審査)

### ④更新審査による認定は有効期間を3年間に延長(※新規は従来どおり2年間)

○新旧比較表

比較		現 行		改 訂	
		新規審査	更新審査	新規審査	更新審査
手続き					軽微な変更
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書</li> <li>・BCP計画書一式【秘匿版】製本</li> <li>・BCP計画書一式【非秘匿版】製本</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書</li> <li>・BCP計画書一式【非秘匿版】(電子データ)</li> </ul>	
審査	書類審査	書類の審査(全38様式)		現行と同じ	簡略化
	口頭審査	全社対象	更新3回目以降の奇数回は省略	現行と同じ	省略。 ただし、必要に応じてヒアリング(電話確)
有効期間		2年間		現行と同じ	3年間

※軽微な変更：①社員の入退社等による名簿の更新及び、それに起因する各種様式の記載事項の変更(時点修正)

②取引先等の担当者、連絡先等の変更(時点修正)、受注工事の完了等による変更(時点修正)

③日付等の変更(時点修正) など

## 4. 認定手続簡素化、実施要領の改訂概要

■「軽微な変更」は、下表で摘要欄の内容に限って変更する場合

別表 1/2

項 目	様 式 名		摘 要
A-1 計画策定の意義・目的	様式A-1-2	計画策定の検討体制	
A-2 周知方法	様式A-2-1	社員への周知方法	実施年月日の更新に限る
B-1 受ける被害の想定	様式B-1-2	建物の耐震性に関する状況把握	予定の更新に限る
B-3 目標時間の把握	様式B-3-1	重要業務の目標(着手)時間の検討表	人事に関連した目標時間の更新に限る
	様式B-3-1 補足資料	重要業務の目標時間の検討表	人事に関連した更新に限る
	様式B-3-2	全体手順初期	人事に関連した更新に限る
C-1 社員及び家族の安否確認方法	様式C-1-1	安否確認方法一覧表	人事に関連した責任者と担当体制の更新に限る
	様式C-1-2	社内の連絡体制表	
C-2 BCPの発動基準と災害時の対応体制	様式C-2-1	対応体制・対応拠点の概要	災害対策本部の設置権限者、代理権限者、災害対策本部要員の更新、連絡手段の追加や連絡先の更新、災害対策本部内及びその近くに備える設備の追加や台数更新
	様式C-2-2	対応体制・指揮命令系統図	
	様式C-2-3	顧客、来客、社員（協力会社、派遣会社社員などを含む）の避難・誘導方法	人事に関連した避難誘導責任者、避難誘導責任者（代理者）の更新に限る
C-3 費用のさほどかからない対策	様式C-3-1	設備、棚・ロッカー等、機器の災害の対策状況一覧	対策実施の更新に限る
	様式C-3-2	費用のさほどかからない建物対策、設備等の対策の実施計画	対応時期の更新に限る

## 4. 認定手続き簡素化、実施要領の改訂概要

別表 2/2

項目	様式名		摘要
D-1 対応拠点、代替対応拠点の確保	様式D-1-1	拠点候補リスト	電話、FAX番号のみの更新に限る
	様式D-1-2	代替対応拠点の概要	連絡先の追加や更新、人事に関連した緊急参集者及び代表者、点検者の更新、代替対応拠点及びその近くに備える設備の追加や台数更新
E-1 災害直後に連絡を取ることが重要な連絡先の認識	様式E-1-1	災害発生直後に連絡すべき相手先リスト	
	様式E-1-2	施工中現場の連絡先リスト	
F-1 自社で確保している資源の認識	様式F-1-1	自社が保有している人員や資機材など	
	様式F-1-2	災害時の対応にあたる要員のための備蓄	
F-2 自社外からの調達についての連絡先の認識	様式F-2-1	災害発生直後に調達するリスト	調達先の組織の追加、人事に関連した連絡先担当者及び代理者、自社担当者及び代理者の更新、住所・連絡手段の追加や更新に限る
G-1 訓練計画	様式G-1-1	災害時対応訓練の実施計画	予定時期や企画実施部署の更新に限る
G-2 期点検計画	様式G-2-1	事業継続計画の定期点検計画	実施部署や統括部署、実施時期の更新に限る
H-1 訓練計画の実施状況	様式H-1-1	訓練実施記録一覧表	
	様式H-1-2	訓練実施記録	
	様式H-1-3	講習会、勉強会等への参加記録表	
H-2 定期点検計画の実施状況	様式H-2-1	様式の更新履歴一覧表	
H-3 事業継続計画の改訂履歴	様式H-3-1	事業継続計画の改訂履歴	

## 5. BCP作成の手順とポイント

BCP認定のために申請する『事業継続計画』は中国地方整備局のWEBサイトに掲載の様式等を活用すると比較的容易に作成が可能です。

URLアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

「作成解説書(第5版)」を参照しながら、  
「作成解説書(第5版)様式集」(WORDデータ)を活用して作成しましょう。



「災害時における中国地方地域建設業の事業継続計画」

作成解説書  
第5版

本書は、中国地方整備局において実施している事業継続計画認定（詳細は「中国地方における地域建設業の事業継続認定に関する実施要領 参照」）の審査書類作成の手引きです。項目毎に示している作業上のポイントや解説、様式の作成例を参照しながら作成して頂けるとより効率的です。  
ただし、この解説書に掲載している様式の内容は記載例であり、「作業上のポイント」を満たす内容であれば、様式（記載例）の全ての項目を記載する必要はありません。

平成29年3月  
国土交通省 中国地方整備局

中国地方地域建設業BCP

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定





## 5. BCP作成の手順とポイント

### 様式B-1. 受ける被害の想定

自社のある地域に大規模な災害が発生したら、自社や周辺でどのような影響がでるのかを具体的に想像してみましょう。

例えば 震度6強程度の地震が発生したら

- ……⇒ ・自社の被害は？
- ・社屋は使えるか？周辺で火事は？
- ・社員は無事か？集まれるか？
- ・連絡 通信手段はあるか？
- ・パソコンやデータは無事か？
- ・社長が不在なら 指揮は誰が執るか？

皆様の会社の社員とその家族の生命・安全の確保が第一です。

企業活動に不可欠な、人、モノ、カネ、情報、プロセス(許認可など含む)への影響を考えることが有効です。

## 5. BCP作成の手順とポイント

### 様式B-1. 受ける被害の想定

- 自社周辺で懸念される災害と自社が受ける被害を想定(複数)します。
- 上記うち、事業継続計画の対象とする災害を1つ以上選定します。
- ハザードマップや震度分布図に自社関連施設をプロットします(自社の状況を把握)。
- ライフラインの停止期間を想定します。

#### 【※懸念される災害の例】

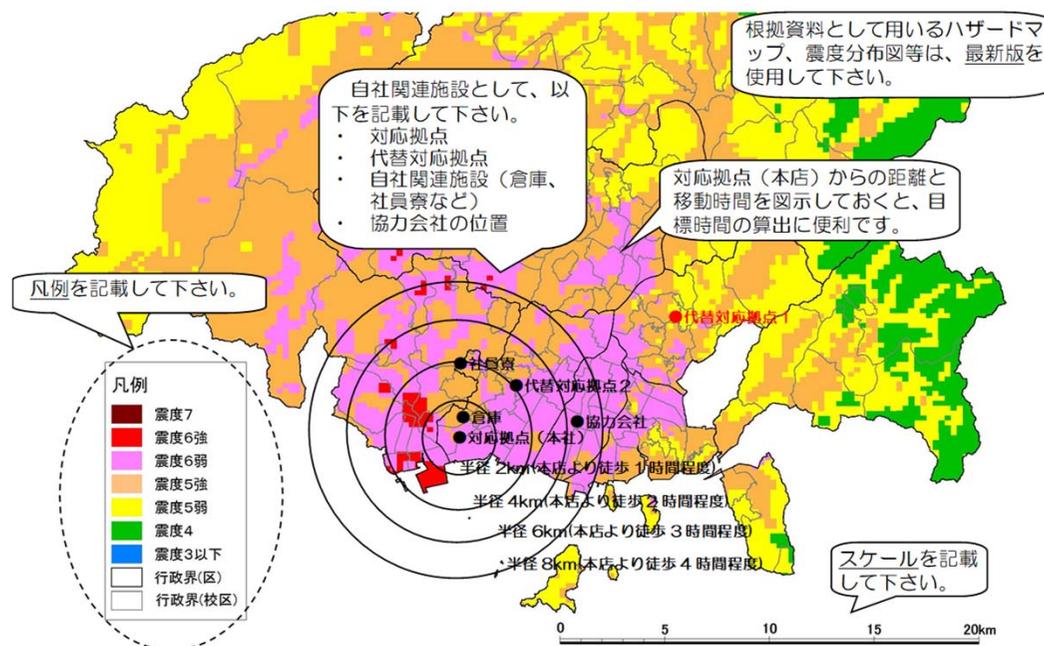
- 地震(○○断層帯)
- 大規模水害
- 大規模土砂災害
- 高潮
- 大規模雪害 など。

#### 【※想定するライフラインの例】

- 電力
- 電話
- インターネット
- 上水道
- ガス

#### 【震度分布図への自社関連施設のプロット例】

別紙1 地震A：五日市断層による地震の被害想定



## 5. BCP作成の手順とポイント

### 様式B-2. 継続すべき重要業務の絞り込み

- 発災後、活用できる経営資源には相当の制約は生じます。
- そのような条件下で、優先的に実施または継続すべき重要業務を設定します。  
(※自社の利益および災害協定先、発注者、取引先等への影響度合等を考慮して)

#### 【※災害時の主な重要業務の例】

- 安否確認
- 施工中の現場の被害状況の確認(二次災害の防止)
- 重要取引先に対する連絡と調整
- 災害協定業務、その他の応急復旧業務
- .....
- .....

### 様式B-3. 目標時間を定める

- 非常参集メンバーの参集可能時間を把握します。(徒歩や自転車による参集を想定)  
(※発災の時間を「就業時間外(夜間や休日)」とすることで、就業時間内の発災にも対応できる)
- メンバーの参集時間を考慮して、各重要業務に着手する目標時間を設定します。

## 5. BCP作成の手順とポイント

### 様式C～F. 事前対策や災害時行動計画の作成

- 重要業務の実施または継続に不可欠な人員と資機材を洗い出します。
- 発災後に人員と資機材を迅速かつ確実に調達できるように、事前対策(代替案)を用意します。
- 発災後に迅速かつ確実に行動できるように、災害時の行動計画を用意します。

C.災害時の対応体制(安否確認方法、役割分担、指揮命令系統など)

D.対応拠点の確保、状況(電源の確保、備えておくべき備品など)

E.情報発信・情報共有先の把握・確認

F.自社保有の人材・資機材の把握、必要物資等の調達先の確認  
(※災害対応に当たる要員のための備蓄品の確保も大切です)

### 様式G～H. 訓練と定期点検の実施

※日頃の訓練と定期点検によりBCPを最新の状態に保つことが重要です。

G.訓練計画と定期点検計画

H.訓練実施状況(記録)と定期点検の状況(更新履歴)  
(新規申請者は不要)

## 5. BCP作成の手順とポイント

# 訓練等の実施状況事例(〇社の事例)

### 〇社『BCP』の訓練計画に基づき 災害時対応訓練を実施！

災害時にも重要な業務を継続または迅速に再開するためには、防災担当者だけでなく全社員が必要な対応の内容を熟知し、実行できるようにしておく必要があります。このためには、災害を想定した訓練を実施し、BCPの実行可能性を高めておくことが重要だと思われます。〇社では、社のBCPに基づき、全社員を対象に年2回の訓練を継続的に実施されています。



#### 安否確認と参集訓練

- ・点呼及びシステムによる安否確認訓練  
従業員、従業員の家族の安否確認を「安否確認システム」にて確認、加えて支店勤務者には、点呼による安否確認訓練を実施。  
(参集訓練は休日を想定し、11月に実施予定)

#### 災害時初動対応訓練

- ・参集スタッフによる対策本部立上げ及び各拠点との通信訓練
- ・施工中物件の被災状況報告訓練
- ・協力会社の支援体制の確認
- ・災害対策本部会議の設置及び参加メンバーにより初動体制のチェックを実施

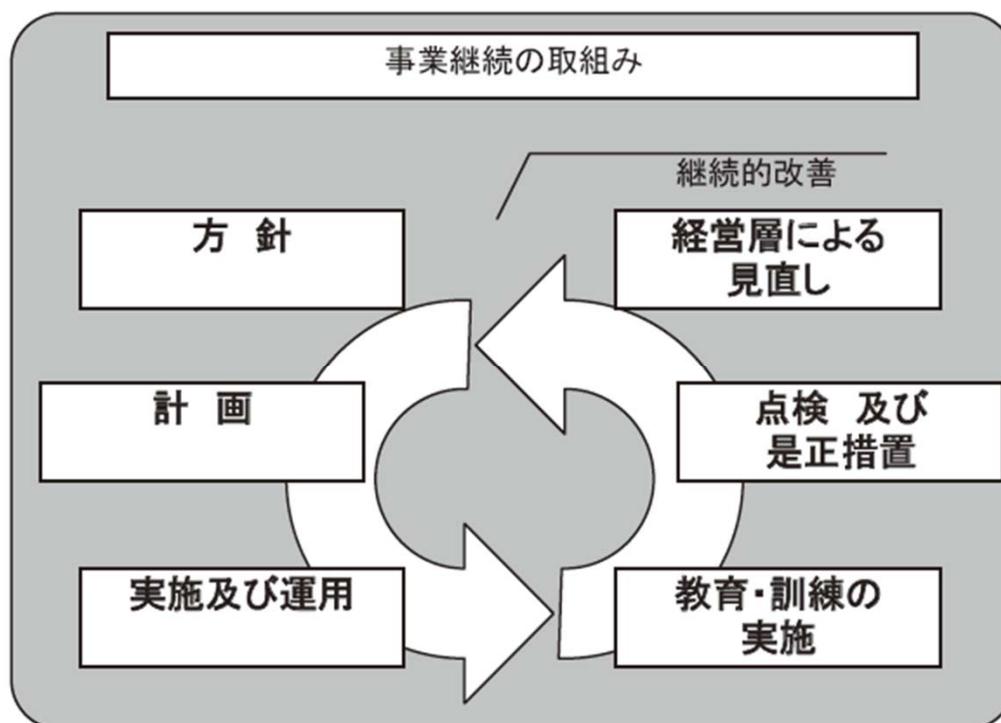
#### 避難訓練

- ・津波が予想した避難訓練  
あらかじめ標高と津波最大予想高を調べ周知するとともに、名簿及び避難場所迄のルートを入力した紙を掲示し、避難ルートの確認を実施。

## 5. BCP作成の留意点

# BCPは定期的な見直し(点検)が必要です

- **最初から完璧なBCPを目指す必要はありません。**  
⇒ 会社の実情に応じた「使えるBCP」を作成することが大切です。
- **BCPは、一度策定すればよいというものではありません。**  
⇒ 訓練や周辺状況の変化など、定期的な見直しを通じてBCPを継続的に改善していくことが大切です。



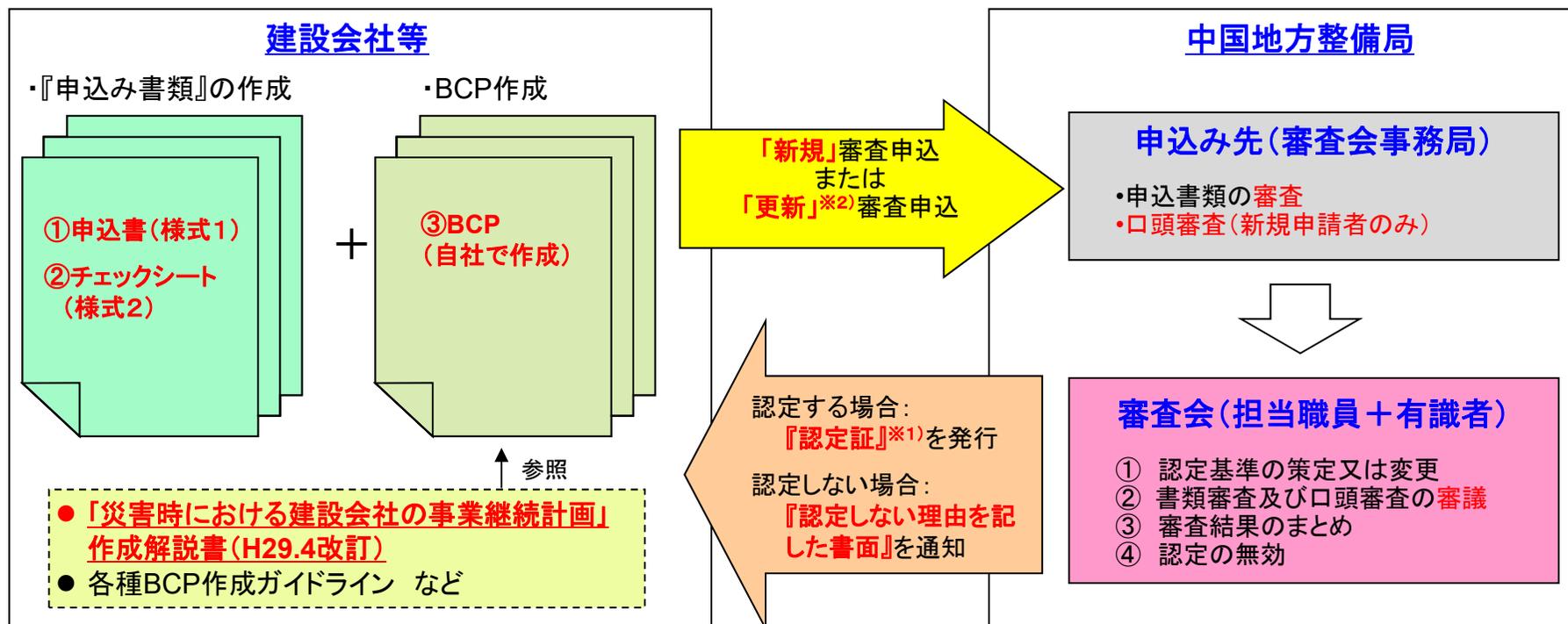
## 6. 今後の認定スケジュール

### ■ 令和2年度 認定スケジュール(予定)

◇公募開始: 7月頃 → ◇書類審査: ~11月 → ◇口頭審査: 12月 → ◇認定証交付: 2月

### ■ 認定手順

※公募開始時には、HP等で案内を行います。



※1) 認定を受けた災害時の事業継続計画の有効期間: 新規の認定者 2年間 更新による認定者 3年間

※2) 認定を受けた建設会社等で有効期間が経過した後、引き続き災害時の事業継続計画の認定を受けようとする建設会社等は、上記と同様の手続きで更新審査申込みが必要。

#### 【令和2年度の公募からの手続き簡素化概要】

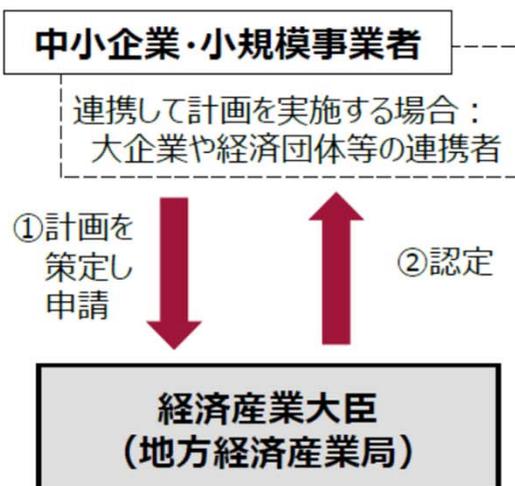
- ・ 提出書類: 電子データ(CD等)による提出 (従来: 紙ベース2部(秘匿版、非秘匿版)を提出)
- ・ 口頭審査: 更新申請者は、口頭審査を省略(従来: 更新3回目以降は奇数回を口頭審査を省略)  
(但し、必要に応じてヒアリング(電話確認含む)を実施)

# 7. その他

## 事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

### 【計画認定のスキーム】



### 認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

### 事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。  
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

### 認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- **中小企業庁HP**での認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**  
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



# 7. その他

## 2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで①）

### 全体像

#### 1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

金融支援、税制優遇を受ける場合には、関係機関（日本政策金融公庫や税務署等）に対し、適用対象者の要件や手続き等を事前に確認することをお勧めします。  
※金融支援、税制優遇についてはP63～P66をご参照ください。

#### 2. 事業継続力強化計画の策定

- ① 「単独型」「連携型」のどちらを提出するかご判断いただきます。  
※グループ会社等複数で申請する場合は、連携型となります。自社以外が全て中小企業者以外の場合は単独型となります。
- ② 「基本方針」及び「作成指針」を踏まえて、本手引きを参照しながら事業継続力強化計画を作成してください。  
※基本方針及び作成指針はこちらからダウンロードできます。  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

#### 3. 事業継続力強化計画の申請・認定

- ① 各経済産業局長宛てに必要書類を下記宛先に提出ください。
- ② 認定を受けた場合、各経済産業局等から認定通知書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約45日かかります。）

申請先	住所	電話番号	担当都道府県
北海道経済産業局	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783	北海道
東北経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(3棟)	022-221-4922	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0321	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-9-2	052-951-2748	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大船場1-5-44	06-6966-6023	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁2-6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局	〒812-8548 福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-1	092-482-5592	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1755	沖縄

#### 4. 事業継続力強化計画の開始、取り組みの実行

税制優遇・金融支援等を受け、事業継続力強化計画の取組を実行していただきます。

## 2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで②）

### 申請に必要な書類

- ① 申請書（原本）
- ② チェックシート
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類  
※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。
- ④ ①～③の電子データ（PDFファイル）が格納されているCD-R
- ⑤ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

### 変更申請とは

- 認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る事業継続力強化計画を変更しようとするとき（設備の追加取得や連携対象企業の追加等）は、経済産業政省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を改めて受けなければなりません。必要書類を担当窓口までご送付ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第50条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。
- 様式は以下のURLからダウンロードできます。  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

### 変更申請に必要な書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 事業継続力強化計画（変更後）  
（認定を受けた事業継続力強化計画を修正する形で作成してください。変更・追加部分について変更点が分かりやすいように下線を引いてください。）
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧事業継続力強化計画認定書の写し
- ⑤ 旧事業継続力強化計画の写し（認定後返送されたもののコピー）  
（変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載してください）
- ⑥ 変更申請用チェックシート
- ⑦ ①～⑥の電子データ（PDFファイル）が格納されているCD-R
- ⑧ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

質問等のお問い合わせは、

広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局 防災室 まで

お願いします。